

由布市告示第59号

平成17年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成17年12月2日

由布市長 首藤 奉文

1 期 日 平成17年12月9日

2 場 所 由布市議会議場

開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
立川 剛志君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
淵野けさ子君	太田 正美君
二宮 英俊君	藤柴 厚才君
佐藤 正君	江藤 明彦君
佐藤 人巳君	田中真理子君
利光 直人君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
丹生 文雄君	三重野精二君
生野 征平君	山村 博司君
久保 博義君	後藤 憲次君

12月13日に応招した議員

同上

12月14日に応招した議員

同上

12月15日に応招した議員

同上

12月16日に応招した議員

同上

12月22日に応招した議員

同上

応招しなかった議員

なし

平成17年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成17年12月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成17年12月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告 議長報告 市長報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 議案第18号 由布市ほのぼのプラザ条例の制定について
- 日程第7 議案第19号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第8 議案第20号 由布市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第21号 平成17年度由布市一般会計予算について
- 日程第10 議案第22号 平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第23号 平成17年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第12 議案第24号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第25号 平成17年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第26号 平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第27号 平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第28号 平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算  
について
- 日程第17 議案第29号 平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第30号 平成17年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第31号 平成17年度由布市水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告 議長報告 市長報告
- 日程第4 市長の施政方針

- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 議案第18号 由布市ほのぼのプラザ条例の制定について
- 日程第7 議案第19号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第8 議案第20号 由布市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第21号 平成17年度由布市一般会計予算について
- 日程第10 議案第22号 平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第23号 平成17年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第12 議案第24号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第25号 平成17年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第26号 平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第27号 平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第28号 平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算  
について
- 日程第17 議案第29号 平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第30号 平成17年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第31号 平成17年度由布市水道事業会計予算について

出席議員（26名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君  | 2番 高橋 義孝君  |
| 3番 立川 剛志君  | 4番 新井 一徳君  |
| 5番 佐藤 郁夫君  | 6番 佐藤 友信君  |
| 7番 溝口 泰章君  | 8番 西郡 均君   |
| 9番 淵野けさ子君  | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君  | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 20番 工藤 安雄君 |
| 21番 丹生 文雄君 | 22番 三重野精二君 |
| 23番 生野 征平君 | 24番 山村 博司君 |
| 25番 久保 博義君 | 26番 後藤 憲次君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君                                  書記 衛藤 哲雄君  
書記 吉野 貴俊君

### 説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	首藤 奉文君	教育長 .....	清永 直孝君
総務部長 .....	三ヶ尻隼人君	総務課長 .....	篠田 安則君
総合政策課長 .....	野上 安一君	財政課長 .....	米野 啓治君
税務課長 .....	野中 正則君	収納課長 .....	田中 萬藏君
市民課長 .....	佐藤 利幸君	人権・同和対策課長 .....	岩尾 豊文君
産業建設部長 .....	後藤 巧君	契約管理課長 .....	高田 英二君
農政課長 .....	平野 直人君	建設課長 .....	生野 利雄君
水道課長 .....	目野 直文君	健康福祉事務所長 .....	今井 干城君
福祉対策課長 .....	立川 照夫君	健康増進課長 .....	大久保富隆君
保険課長 .....	佐藤 純史君	環境商工観光部長 .....	小野 明生君
環境課長 .....	麻生 哲雄君	商工観光課長 .....	吉野 宗男君
挾間振興局長 .....	二ノ宮健治君	挾間地域振興課長 .....	島津 義信君
挾間市民サービス課長 ...	二宮 正男君	庄内振興局長 .....	大久保真一君
庄内地域振興課長 .....	川野 雄二君	庄内市民サービス課長 ...	佐藤 和明君
湯布院振興局長 .....	佐藤 純一君	湯布院地域振興課長 .....	秋吉 洋一君
湯布院市民サービス課長 .....			荻 孝良君
会計課長 .....	飯倉 敏雄君	農業委員会事務局長 .....	立川 忠実君
教育次長 .....	後藤 哲三君	学校教育課長 .....	太田 光一君
生涯学習課長 .....	甲斐 裕一君	体育振興課長 .....	佐藤 省一君
消防本部長 .....	二宮 幸人君		

午前10時00分開会

議長（後藤 憲次君） 開会前に訂正があるようですので、お願いします。

財政課長（米野 啓治君） おはようございます。財政課長の米野です。一般会計、大変申しわけございません。四、五カ所、訂正がございましたので、よろしく願いいたします。

ページを申し上げます。37ページをお願いします。

そこで、雑入の中の、コミュニティー助成事業「（補）」となっておりますが、「新」に御訂正方をお願いします。「新」です。新しいです。

それから132ページです。中段のイの初任給で、公安職を138800となっておりますが、143300をお願いします。143300です。左と同じです。

それから大卒のところには、横棒をお願いします。

それから国の制度、下の国の制度なんですが、左側が、行政職1表となっておりますが、右側に公安職、行政職2表を訂正して、公安職へをお願いします。

金額については、大変申しわけございません。今、調査中ちゅうことになっております。職員係の方から、そういう連絡が入って、金額がちょっと入っていません。

それから135ページをお願いします。職制上の段階、一番上の太枠の中で、右から備考の左ですが、職制上の段階職の級等による加算ちゅうとこで、8、9は、パーセンテージが入ってませんので、15%をお願いします。15%です。

それから、その下の前年度のところは、横棒をお願いします。ちょんちょんが2つついてますが。

36ページをお願いします。クの特殊勤務手当が入ってございませんでした。大変申しわけございません。全職種の欄からいきます。

まず、給料総額に対する比率が各5%なんですが、全職種が9億2,039万6,000円をお願いします。9億2,039万6,000円です。

それから行政職が42万7,000円です。その下に、括弧をつけて(0.04%)です。

それから公安職のところは、156万円です。1560000です。それから括弧で(0.16%)をお願いします。

それから、支給対象職員の比率の欄でございます。一番左は、平成17年度10月1日現、「在」が下に隠れてしましまして、現の隣に「在」を入れてください。

全職種が410人です。

それから行政職が26人で(6.34%)です。

それから公安職が56人。(13.66%)です。

それからケのその他手当の中で、比較のところで、国、町となっておりますが、「町」を「市」に訂正方をお願いいたします。

それから住居手当の国の負担ですが、2万7,000円で打ち切りでございます。

それから通勤手当の国の欄でございますが、40キロ以上打ち切りとしてください。40キロ打ち切りとなっております。

それから12ページをお開きください。12ページです。

「第2表 債務負担行為」の中の よろしいですか 一番上の欄で、左の事項の中で、由布市が、社会福祉法人「若草会に対する債務保証」となっておりますが、「若草会」じゃなくて、「若山会」に御訂正方、お願いいたします。「草」を「山」に変更していただきたいと思います。以上でございます。大変申しわけございません。

議長（後藤 憲次君） おはようございます。本日ここに、平成17年第1回由布市議会定例会が、招集されましたところ、議員各位には、年末を控え、公私ともに何かと御多忙中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。

御案内のように、町村合併に伴い、10月1日に、由布市が誕生して以来、今期定例会は、由布市議会として、最初の定例会であり、また由布市としての平成17年度各会計の本予算などの重要案件を審議する予算議会でございます。

今回、提出されます諸議案の内容につきましては、後ほど市長から説明がなされますが、議員各位におかれましては、綿密周到な御審議により、適切な結論を到達いたしますよう切望する次第であります。

なお、市長を初めとする執行部の皆さんには、各常任委員会等における審議や、現地調査等に対し、格段の御協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

本定例会につきましては、挟間庁舎4階議会棟部分の改修工事のため、先般の臨時会と同様に、仮の議場として、未来館大研修室を利用しております。

したがいまして、本会議や各常任委員会などでの審議においては、施設・設備が不十分で不便をおかけするとは思いますが、議員各位の御理解をよろしくお願いをいたします。

それでは、開会に先立ち、本定例会の招集者であります市長のあいさつを受けます。市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。

12月なりまして、本当にめっきり寒くなり、冬らしくなっただけまいりましたし、昨日のほのぼのプラザ落成式には、大変ありがとうございました。

さて、本日ここに新生由布市の歴史を刻む平成17年度第1回の由布市定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末を控え、何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今定例会におきましては、予算外議案3件、一般会計予算案を初めとする予算議案11件の御審議をお願いすることになっております。

諸議案の内容につきましては、上程の際に御説明を申し上げますので、何とぞ、慎重御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会のごあいさつにさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は26人です。定足数に達していますので、平成17年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

執行部より、市長、教育長、各部課長の出席を求めています。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の議事日程のとおりです。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名について

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、5番、佐藤郁夫君、6番、佐藤友信君の2名を指名します。

#### 日程第2．会期の決定について

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの14日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月22日までの14日間と決定いたしました。

#### 日程第3．諸報告

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず議長より報告をいたします。

11月18日、第1回臨時会以降の諸報告を行います。

11月20日、湯布院小学校グラウンドにて、「ゆふいんオータムフェア」が開催され、出席をしました。

11月22日、湯布院庁舎横健康管理センターにて由布市地域保健管理委員会設立会が開催され、出席をしました。

11月24日、自衛隊湯布院駐屯地にて、湯布院駐屯地等の紹介及び説明が行われ、議員各位とともに参加をいたしました。

11月25日、庄内庁舎にて、いのちの循環を大切にする市民会議発足総会に出席をしました。



1 1月27日、介護予防市民セミナーに出席、その日、朝、挾間地域庄内一周駅伝大会開会式に出席をしました。

1 1月28日、挾間庁舎にて議会運営委員会に出席をしました。

1 1月30日、はさま未来館にて第2回臨時会を開催しました。

1 2月2日、クアージュゆふいんにて、地方行財政、郵政事業等の実情調査のため、来県した衆議院総務委員会への由布市概況説明に立会いました。

1 2月3日、東京都アルカディア市ヶ谷にて、在京由布市会設立総会が開催され、市長とともに出席をしました。

1 2月4日、挾間町上田屋にて、第18回大分県都市対抗女子駅伝競走大会・由布市チームの反省会に出席をしました。

1 2月7日、湯布院町公民館にて、「いのちの循環を大切にする市民のつどい」が開催され、出席をしました。

1 2月8日、庄内にて、ほのぼのプラザ落成式が挙行され、議員各位とともに出席をしました。

同じく、庄内庁舎にて、子供を犯罪から守る由布市・大分南警察署緊急合同対策会議が開催され、出席をしました。

以上で、議長としての諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を受けます。由布大分環境衛生組合議会議長、山村博司君。議員（24番 山村 博司君）おはようございます。

それでは由布大分環境衛生組合総会が、それぞれ開催されましたので、御報告させていただきます。

まず、平成17年11月21日午後2時より、由布大分環境衛生組合議会全員協議会が、同組合会議室において、開催されました。

1、議長・副議長の選出について。

2、議席の指定について。

3、専決処分の報告について。

以上、3点について、事務局より説明がありました。

平成17年11月24日午前10時より、平成17年第2回由布大分環境衛生組合臨時会が、同組合会議室において開催されました。

議案として、承認4件が上程され、同組合の議長・副議長に、指名推薦により、議長に、山村博司が、副議長に丹生文雄君が、全員の賛成により選出されましたので、御報告いたします。

承認第7号、承認第8号、専決処分（大分県退職手当組規約の一部を変更する規約）の承認を求めることについて。

この2件の専決処分の承認案件は、町村合併に伴い、大分県退職手当組合理約の一部を変更するものであり、第7号においては、組合を組織する町村数5町・1組合を脱退させる規約の変更であり、第8号においては、由布市を加入させ、大分郡環境衛生組合の名称を、由布大分環境衛生に変更する規約の変更であります。

承認第9号、専決処分（大分郡環境衛生組合理約の一部を変更する条例）の承認を求めることについて。

平成17年10月1日付をもって、大分郡3町が、合併をしたことに伴い、大分郡環境衛生組合理約の一部を変更し、「大分郡環境衛生組合」を「由布大分環境衛生組合」に名称変更したことにより、17の関係する条例について、条例の名称を変更するものであります。

承認第10号、専決処分（大分郡環境衛生組合証紙条例を廃止する条例）の承認を求めることについて。

この証紙条例につきましては、（旧挾間町、旧庄内町）のごみ袋販売手数料に該当し、ごみ袋自体に証紙を印刷して、証紙販売を行ったもので、条例を廃止して、今後は、証紙として取り扱わないことにするものであります。

以上、承認4件、採決の結果、全員賛成により承認されました。

平成17年12月1日午後2時より、平成17年第2回由布大分環境衛生組合定例会が、同組合会議室において、開催され、議案として、認定1件、議案3件が上程されました。

認定第1号、平成16年度大分郡環境衛生組合歳入歳出決算の認定について。

平成16年度の決算額は、収入済額5億3,698万1,957円に対し、支出済額4億5,083万5,918円、歳入歳出差し引き残高8,614万6,039円が、翌年度繰越金となっております。

この繰越金8,614万6,039円に対し、平成17年度予算大分郡環境衛生組合補正予算（第1回）において、分担金及び負担金を、5,000万円減額補正を行っているところです。

代表監査委員、野口安則氏より、16年度決算報告がありました。

- 1、審査の対象
- 2、決算書の調整及び提出時期
- 3、審査の期間 平成17年9月2日（1日間）で行いました。
- 4、審査の方針
- 5、審査の方法
- 6、決算の概要
- 7、審査の意見

以上、7点の御説明がございまして、審査意見として、平成16年度歳入歳出決算額は、関係

法令及び諸規定に準拠して作成され、係数についても関係諸帳簿や証拠書類と照合の結果、正確であり、決算内容、予算執行、会計処理、財産管理は、適正に処理されています。

なお、施設の管理技術の向上や、経費の節減にさらなる努力を望みますとの決算審査報告がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成により承認されました。

議案第6号、平成17年度由布大分環境衛生組合補正予算(2号)について。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ411万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億8,979万1,000円とするものです。

主な歳入は、分担金及び負担金を802万8,000円減額、諸収入(古紙買取料)400万円の増額などです。

主な歳出は、需用費等の増額、退職手当組合負担金600万円の減額、これは退職手当組合加入団体に、負担納付累計額において、差額を生じたため、5年間で調整を図るものです。

採決の結果、全員賛成により可決されました。

議案第7号、議案第8号、監査委員の選任につき同意を求めることについて。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、由布大分環境衛生組合監査委員を選任するもので、第7号は、識見を有する者の監査委員選出であり、提案理由として、委員の任期満了によるもので、由布市庄内町大龍8、永松良雄氏の選任同意案が上程されました。

第8号は、由布大分環境衛生組合議員のうちから選任するもので、提案理由として、委員の欠員によるもので、篠田良行議員の選任同意案が上程されました。

採決の結果、全員賛成により、同意案は承認されました。

以上、由布大分環境衛生組合議会の報告を終わります。

なお、詳細な資料について、私の手元にありますので、必要があれば申し出をいただきたいと思います。

以上、終わります。

議長(後藤 憲次君) 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

市長(首藤 奉文君) それでは私から、これまでの行政の報告をいたします。

10月31日に市長に就任いたしましたから、市政諸般の主な事項につきましては、まず、11月1日に初登庁をいたしまして、部長全員と庄内庁舎の職員、午後には、挟間庁舎、湯布院庁舎に出向き、それぞれ職員に、私の行政運営方針を示すとともに、正確な事務処理の遂行、職員の意識改革、市民サービスの向上等について、訓示をいたしたところでございます。

次に、11月3日には、庄内町の神楽まつりとふるさと祭りが開催されましたが、開会前から

の強い雨により、会場を屋内競技場に移しての開演、その後、雨が上がりまして、観客も収容できない状況になりまして、神楽殿において公演することで、大きな混乱もなく、盛会のうちに終了いたしました。

11月4日には、消防本部、環境衛生組合に出向き、職員に訓示をしたところでございます。

また、午後には竹田市で、大分県市長会秋季定例会が開催されまして、これに出席し、市長就任のごあいさつを申し上げたところでございます。

次に、11月6日には、早朝の午前6時挾間町消防団非常呼集による訓練点検を、実施いたしました。

引き続き、湯布院町の秋の防火デーで、各分団ごとに訓練点検を行いました。

11月10日には、広瀬大分県知事に就任のごあいさつと、由布市に対して、格別の御支援を要請したところでございます。

11月12日には、挾間町のきちょくれ祭りが、好天に恵まれ、市内市外から多くの参加者を迎え、盛況の中に開催することができました。

また、12日の午後6時には、小泉総理大臣が来県をいたし、湯布院町で宿泊したことに伴い、歓迎のごあいさつを申し上げます。

13日には、秋の火災予防週間に当たり、庄内町の消防団を各分団ごとに人員服装点検、機械器具点検等を行いました。

挾間町、湯布院町、庄内町各消防団とも、住民の生命・財産を守るという崇高な消防意識のもとに、防火活動体制の確立・充実・強化、防災意識の高揚を図ったところでございます。

11月18日の由布市議会第1回臨時会で教育委員の選任に同意をいただきました。そのことから、19日に教育委員5名を任命し、由布市の教育行政の推進をお願いしたところでございます。

次に、11月22日には、地域保健委員会理事会が、湯布院町で開催されましたが、由布市地域保健委員会の設立を兼ね、市内医師会、薬剤師会、行政等からなる組織が発足したところでございます。

23日には、郡市対抗女子駅伝の由布市チームの結団式が行われ、新生由布市チームの健闘を祈念し、選手の激励をいたしました。

この大会は、12月4日に大分市で開催され、由布市は8位と健闘したところでございます。

また、3区では、加藤岬選手（湯布院中学2年生）が区間新記録を出して、1月15日に、京都で開催される都道府県女子対抗駅伝大会へ出場も決定をいたしております。

次に、25日に由布市いのちの循環を大切にする市民会議の発会式があり、市としては、これまでの人権・同和教育や、啓発・推進施策の内容を見直し、あらゆる人々の人権を尊重する人権

教育のまちづくりを総合的に推進することを趣旨としており、12月7日に、市民の集いを由布市で開催したところでございます。

次に、11月30日には、大分南署の姫野署長ほか、9名が来庁、市内の治安概況等について説明があり、意見交換を行いました。

次に、12月2日には、衆議院総務委員会が、合併市町村の地方行財政等実情調査のために由布市に来られ、市長、議長、総務部長、各振興局長等、10名で対応いたし、湯布院町中心部の現地調査と、健康温泉館において、合併に至るまでの経過と、新市の行財政改革への取り組み状況等の説明を行ったところでございます。

次に、12月4日には、本年9月の台風14号に、災害で行方不明となっておりました湯ノ平の渡辺さんと思われる遺体が発見され、DNA鑑定による確認作業の結果、昨日、12月8日の11時に県警より、本人と確認されたとの報告を受けたところでございます。

次に、12月8日、由布市ほのぼのプラザが、多くの議員の御参列のもとで、落成式が挙行されました。

今後、多くの市民が、この施設を十分に活用されることを願っております。

また、同日午後3時より、大分南警察署、由布市、由布市教育委員会、また市内の諸般各階層の代表による子供を犯罪から守る合同対策会議を開催いたしました。

これは、子供を対象とした不審者による事件が、全国で発生しており、由布市内の小学校においても、不審者が車の中から児童に声をかける事件が起きており、このことを受けて、教育委員会でも、緊急の校長会を開催、登下校の安全確保について、指示しておりますが、この会議を開いたところでございます。

出張関係につきましては、11月14日に、佐藤湯布院地域振興局長と、福岡防衛施設局を訪問し、就任のごあいさつをいたしました。

次に、12月3日には、在京由布市会の設立総会が、東京都千代田区アルカディア市ヶ谷で開催され、後藤議長、総務課長、課長補佐の4名で参加いたしました。

総会は92名の参加で、会則の制定、役員を選任が行われ、会長に挾間町出身の松尾氏が選出されました。

私からは、大分郡3町が合併して、由布市が誕生したことの経過とともに、市の現況について報告し、今後、由布市に対して、御支援と御協力をお願いを申し上げたところでございます。

以上で、諸般の報告を終わらせていただきます。

議長（後藤 憲次君） 市長の行政報告が終わりました。

#### 日程第4．市長の施政方針

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第4、市長の施政方針を受けます。市長。

市長（首藤 奉文君） 初めに、ことしは、数年来にない暖かい冬を迎え、穏やかな師走の入りでありましたけれども、急に12月になって寒くなり、標高差の大きい由布市の中でも、湯布院地域では、早くも冠雪を見ろというような、予想もしない積雪で、交通渋滞が起こるなど、冬の様相を来たしております。

さて、平成14年4月に当時の大分郡4町でスタートいたしました市町村合併は、野津原町の離脱を受けまして、平成15年4月から3町による法定合併協議会となり、35回にわたる合併の協議を初め、各町の議会の議決をいただき、さまざまな合併論議を踏まえまして、由布市は、平成17年10月1日にスタートし、由布市の新市としての歴史の1ページが始まったところでございます。

そのまちづくりも一步一步であります。3万6,766人の「住んでいる人も、訪れる人も、いのちの循環を大切にすまち」を理念に、由布市で暮らすすべての人の融和に向けて、動きが始まったところでございます。

市長に就任後、初めての定例会に臨むに当たり、改めて、由布市政を担当する責任の重大さに、身の引き締まる思いがしておるところでございます。

私の市政に臨む3点の基本的な理念と、7つの政策を基軸とした考え方について、所信の一たんを申し上げ、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

まず、市政執行の3つの理念として、第一に「融和」のまちづくりを提唱いたします。

合併により誕生した由布市が、市民の融和による一体感を図り、その力を発揮できる体制を整えることにあります。

3地域の協調と融和と対話を進める市政を目指す中で、地域の歴史・文化・伝統を大切に、住んでいる人と、訪れる人との融和を初め、子供や若者、お年寄りの笑顔が絶えない、安心して安全な、そして愛情あふれる福祉の町を目指します。

そのためには、市民相互の融和が大切であると考え、まず、市民の融和を市政執行の一番の理念といたしたところでございます。

2つ目は、「協働」のまちづくりを提唱し、市民の皆さんと、行政が協力して働くということを目指します。

私は、市民総ボランティア制度の精神を定着させていきたいと考えております。限られた財源での市民サービスにも限界を感じる時代となりました。

行政サービスの肥大化も考えられる昨今でございます。地域でできることは、地域でやっていただく、そういう精神と制度の定着を考えていかねばなりません。

また、行政の仕組みを考えていく中で、さまざまな人の役割分担を明確にするための「住民自

治条例」の制度なども視野に入れて、考えてまいりたいと思っております。

あわせて、もう既に、分庁舎の便利の悪さを訴えてきた方々も多く、現在の由布市独自の庁舎のあり方については、市民の皆さんへのサービスの低下や、行政運営においても、効率面で不便が生じない方策を模索し、市民の声を大切にしながら、慎重に対処してまいりたいと思います。

3つ目は、「発展」のあるまちづくりでございますが、融和と協働のまちづくりを進める中で、「きらりと輝くまちづくり」。3つの地域が、これまで以上に、技と知恵を磨き、さらに発展する由布市をつくっていくことでございます。

市民の皆さんが、安全で安心して暮らせる由布市づくりを進めるとともに、由布市民としての誇りを持ち、由布市の自然環境や景観に対する市民の意識の高揚と相互扶助の身の丈を大切にするまちづくりを目指し、また、行政としてやらねばならないことは、しっかりと条例等で整備していく必要があると考えております。

具体的な政策基軸としては、次の7点を上げております。

まず第1点目は、公平公正なまちづくりです。市民の融和を第一に、一体感のある公平で公正な、しかも透明感のあるガラス張りの行政を目指します。

2点目は、力強い市政の実現です。ますます少子高齢化が進む中で、安全で安心な暮らしを守る行財政5カ年計画を策定いたします。

また、民間のノウハウを吸収する、そういう中での指定管理者制度を導入し、行財政改革に積極的に取り組んでまいります。

行財政改革推進本部を設置するとともに、行財政改革大綱の原案を策定しておりますが、私は次の5つの視点で考えております。

第1に、財政の健全化、第2に行政組織の見直しと、職員管理の適正化、第3に事務事業の整理、第4に民間活力の導入、第5に市民との協働参画、以上の観点で、行財政の改革に取り組む所存でございます。

3点目は、協働と自立の創造です。これからのまちづくりは、市民との協働は避けて通れません。

地域自治制度の見直しの中で、地域コミュニティー、由布コミュニティーと言ってもいいんですが、それを確立していきたいと考えております。あわせて、NPOなどのまちづくりグループとの連携を深めてまいります。

必要最小限度の経費は、行政が担い、地域の皆さんにも、知恵や汗を流してほしいという制度で、これは福祉の介護や子育て、生活基盤の整備など、あらゆる事例にかかわっていくものです。

さらには、花いっぱい運動などに、市民総参加によるボランティアのすぐれたまちづくりを提

唱していきたいと思ひます。

4点目は、愛情のある福祉まちづくりです。高齢者の生きがい対策や、育児支援配食サービスなどの充実を進めます。

これらの具体的方策として「元気な笑顔のあふれるお年寄りを、そしてまたそのお年寄りをいたわる条例」あるいは「子供を明るく元気に育てる条例」の制定なども行いたいと考えております。

由布市は、保養温泉観光地としての日本のまちづくりのトップランナーとして、湯布院地域が認知されておりますが、同様に、由布市におきましても、市民の安心した笑顔のあふれる福祉の町としてのトップランナーになることを目指してまいります。

5点目は、教育の充実です。未来へと続く教育の振興を進めてまいります。

あすを担う子供たちが、感性豊かに健やかに成長できる教育環境の確保に取り組めます。

特に、子供たちのきずなを深めるため修学合宿を中心とした「生活体験学校」の開設や、外国語指導助手の配置を考えてまいりたいと思ひます。

6点目は、安全で安心な市政を考える中で、市民の情報機能の充実を、早期に取り組むたいと思ひます。

また、安心な暮らしのための環境対策としての循環型社会「いのちの循環」を大切する仕組みづくりを行いたいと考えております。

具体的な事業については、昨今の世相の中で、小学生や幼児の事件などが発生しており、市民の安全安心対策のためにも、市民ボランティアの強化や、市民の情操システム、特に防災無線の設置や情報伝達手段を、早く、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

7点目は、つながりと連携と循環のまちづくりであります。

3つの地域には、自然や史跡、伝統特産などが、受け継がれている文化があります。

これらの財産を融合することで、共存できる農林業や商工の活性化に取り組めます。また、地域の環境や自然や環境保全の条例制定や、温泉と産業が、観光と農業が連携し合う仕組みづくりに取り組めます。

湯布院地域の環境産業は、400万人の交流人口、それは大きな魅力であります、観光産業は、190億円の経済を、全市にさまざまな角度から、連携や循環をすることだと考えております。このことは大事なことだと考えております。

合併した3つの町には、これまで長いまちづくりの歴史がありますが、それぞれの町で進むべきまちづくりの総合計画がこれまで策定されております。

そのために、これまでの歴史を踏まえながら、10年、20年先を見据えたまちづくりが必要であります。



さらに、合併協議の中で、その進むべき方向性として、「由布市まちづくり計画」がつくられております。

私は、このまちづくりをさらに磨きをかけ、進化させ、全国にきらりと光る由布市をつくってまいりたいと思います。

そのためには、市民の融和と協調と理解がもっとも大切であると考えております。

その融和を図りながら、協働・発展の3つの理念を基軸に、まちづくりを進める所存でございます。

いずれにいたしましても、市民が主役の由布市の基礎を築いてまいりたいと思います。

申し上げましたように、「融和」「協働」「発展」のまちづくりを基本理念と位置づけ、7つの施策を基軸といたしまして、平成18年度中を目標に、まちづくりの根幹としての「由布市総合計画」の策定を進めていく所存でございます。

議員各位の御支援と御理解並びに市民皆様の御支援と御協力をお願い申し上げまして、私の市政執行に当たっての施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長の施政方針が終わりました。

ここで休憩をいたします。議員各位は控室の方に集まっていたきたいと思います。

午前10時45分休憩

.....  
午前11時17分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

.....  
日程第5．請願・陳情について

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、請願・陳情を議題とします。

請願・陳情は、会議規則第134条及び第138条の規定により、お手元に配付の請願並びに陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

.....  
日程第6．議案第18号

日程第7．議案第19号

日程第8．議案第20号

日程第9．議案第21号

日程第10．議案第22号

日程第11．議案第23号

日程第 1 2 . 議案第 2 4 号

日程第 1 3 . 議案第 2 5 号

日程第 1 4 . 議案第 2 6 号

日程第 1 5 . 議案第 2 7 号

日程第 1 6 . 議案第 2 8 号

日程第 1 7 . 議案第 2 9 号

日程第 1 8 . 議案第 3 0 号

日程第 1 9 . 議案第 3 1 号

議長（後藤 憲次君） 次に、本会議に提出されました日程第 6、議案第 1 8 号由布市ほのぼのプラザ条例の制定についてから、日程第 1 9、議案第 3 1 号平成 1 7 年度由布市水道事業会計予算についてまでの 1 4 件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました議案 1 4 件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第 1 8 号につきましては、ほのぼのプラザ条例制定についてでございます。

このたび、庄内地区におきまして、念願のほのぼのプラザが完成いたしました。これに伴いまして、今後の福祉施策の充実を図り、設備の維持管理及び利用の許可など、より施設の効率的な運営を行うため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 1 9 号につきましては、由布市過疎地域自立促進計画についてでございます。

過疎地域につきましては、旧庄内町が昭和 4 5 年に国から指定されまして、これまでさまざまな事業を実施してきたところでございます。

今回の市町村合併に際しまして、過疎地域自立促進特別措置法では、由布市も要件が整えば、過疎地域に指定されることも可能でございましたけれども、人口要件が該当しないため、指定には至りませんでした。

しかし、このような場合には、特例として、過疎地域であった庄内地区は、引き続き、特例措置法の適用を受けることができることになっておりまして、1 0 月 1 日付で、庄内地区を過疎地域とみなされるという国が公示をしたところでございます。

今後、庄内地区において、過疎関連事業を実施するためには、この法律の規定により、改めて由布市の議会において、新たに作成された由布市の過疎地域自立促進計画の議決をいただかねばならないとなっております。今回、県との協議が終了いたしましたので、その計画案を提案させていただきましたので、御審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 2 0 号でございます。由布市火災予防条例の一部改正でございます。

内容につきましては、住宅用の防災警報器、または防災報知設備の設置が義務づけられたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第21号は、一般会計予算についてでございます。

平成17年度の由布市一般会計予算につきましては、国の「三位一体改革」により、地方交付税の削減や、国庫補助金、負担金の縮減、そして地方への税源移譲など、依然として厳しい状況でございます。

このような中で、去る平成17年11月17日の臨時議会におきまして、平成17年10月1日以降の由布市の暫定予算を御承認いただいたところでございます。

このたび、由布市の一般会計予算として、旧3町の9月末までの決算の残額を集計し、それぞれ目的別に編成し、これに由布市の新規事業として、13億6,786万3,000円を加えまして、歳入歳出の総額を、それぞれ104億993万1,000円を計上するものでございます。

新規事業の主なものを歳出から申し上げますと、小中学校の校内LAN新設事業、国民健康保険と介護保険会計の繰り出し金の追加、由布市発足記念式典費、農業用施設や、公共土木施設の災害復旧事業が主なものでございます。

次に、歳入では、市税、地方交付税、国・県の支出金、市債等が主なものでございます。

続きまして、議案第22号は、国民健康保険特別会計予算についてでございます。

これにつきましても、先ほどの一般会計と同じく、9月末までの決算の残額を集計し、これに由布市の新規事業として、1億5,030万8,000円を加えまして、歳入歳出の総額を、それぞれ19億58万3,000円として計上するものでございます。

新規事業の歳出で主なものといたしましては、保険給付費の増額となっております。

また歳入では、保険給付費の増額に伴いまして、療養給付費等交付金の増額と、一般会計及び国保基金からの繰入金が主なものでございます。

次に、議案第23号の老人保健特別会計予算及び議案第24号の簡易水道事業特別会計予算につきましては、9月末までの決算の残額を集計した予算で、新規事業ではございません。

続きまして、議案第25号介護保険特別会計予算でございますが、先ほどの一般会計予算及び国民健康保険特別会計予算と同じく、9月末までの決算の残額を集計し、これに由布市の新規事業として、2億1,519万4,000円を加えまして、歳入歳出の総額を、それぞれ16億602万円として計上するものでございます。

新規事業の内容につきましては、歳出では、居宅介護サービス給付費の増額と、法改正になりまして、特定入所者介護サービス費が、新設されたことが主なものでございます。

歳入では、国・県・市の負担金や、支払い基金の増額及び一般会計と、基金からの繰入金が必要なものとなっております。

次の、議案第26号農業集落排水事業特別会計予算から、議案第27号湯布院健康温泉館事業特別会計予算、議案第28号久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算、議案第29号公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第30号公共下水道事業特別会計予算、議案第31号水道事業会計予算までにつきましては、9月末までの決算の残額を集計した予算であり、新規事業はございません。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、それぞれ担当から説明を申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、御協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず日程第6、議案第18号由布市ほのぼのプラザ条例の制定について、説明を求めます。どうぞ。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 健康福祉事務所の今井です。

別冊の議案第18号をお願いしたいと思います。

議案第18号由布市ほのぼのプラザ条例の制定について、由布市ほのぼのプラザ条例を次のように定める。平成17年12月9日提出、由布市長首藤奉文。

提案理由、ほのぼのプラザの管理運営上必要なため。

次のページをお願いしたいと思います。

条文の朗読は省略させていただきますけれども、主要な点について、説明していきたいと思えます。

まず第1条の設置についてですけれども、本市に老人福祉法第15条第5項の規定に基づき、由布市ほのぼのプラザを置く。

この中にあります老人福祉法でございますけれども、該当するところを読み上げますと、

国及び都道府県以外のものは、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム、または老人福祉センターを設置することができる。

ということになっております。

次に、2項にありますほのぼのプラザの名称及び位置につきまして、名称は由布市ほのぼのプラザ、位置につきましては、由布市庄内町庄内原365番地1となっております。

なお、施設につきましては、昨日の落成式におきまして、建物を見ていただきましたけれども、参考までにお手元に、図面を配付させていただきましたので、それを後ほどでも見ていただいて、参考にいただければというふうに思います。

次に、ちょっと飛ばさせていただきますけれども、次のページに、第7条で、指定管理者による

管理ということで書いております。

ほのぼのプラザの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定管理者として、指定するものにこれを行わせるものとする。この施設は既に、完成しておりますので、早急に指定管理者を制定し、施設の管理運営を行っていききたい。そのように考えております。

その次の8条につきましては、その管理者が行う業務としまして、4点ほど挙げておりますけれども、1点目につきましては、利用の許可等、それから利用の許可等の取り消し、その他利用に関する業務、これが1点でございます。

2点目につきましては、施設及び設備の維持管理に関する業務。

それから3点目につきましては、目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務。

それから4点目につきましては、市長が必要と認める業務ということで、ここに書いております。

その詳しい内訳につきましては、ちょっと戻っていただきますけれども、第2条に利用の許可ということで書いております。

利用しようとする者、指定管理者の許可を受けなければならない。それから2項につきましては、3点ほど上げておりますけれども、1点目としまして、この2項目につきましては、許可をしないことができるの条項でございます。

1点目につきましては、公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認めるとき、それから施設及び備品等を損傷する恐れがあると認めるとき、3点目につきましては、管理上、支障があると認めるとき。こういう規定になっております。

それから、第3条でございますけれども、利用の許可の取り消しということで、書いております。

1点目につきましては、規定または指定管理者の指示した事項に違反したとき。

それから2点目につきましては、許可の条件に違反したとき。

3点目につきましては、申請書に偽りの記載をし、または不正の手段によって、許可を受けた場合。

このようなことが想定されるということで、ここに掲げております。

また、済みません。次のページに戻っていただきたいと思いますが、そういうことが、主な内容となっておりますけれども、第9条から第17条までについては、指定管理者についての基本的な条項となっております。

ただ、詳細につきましては、由布市には、公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例及び由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則がありますので、これに沿ってこれからの手続を進めていきたいというふうに思っております。

主な内容につきましては、以上のとおりでございます。附則としまして、この条例は交付の日から施行する。こういうことになっておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、議案第19号由布市過疎地域自立促進計画について、詳細説明を求めます。どうぞ。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長の野上でございます。

議案第19号について御説明をいたします。

議案第19号由布市過疎地域自立計画促進計画について、由布市過疎地域自立促進計画（案）を策定したので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、議会の議決を求め。平成17年12月9日提出、由布市長。

提案理由、庄内地区（旧庄内町の区域）の生産機能及び生活環境の整備等、過疎地域の自立促進のための諸施策を総合的かつ計画的に実施し、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正を図るためと。

この計画につきましては、条例ではなく、計画のそのものについて、議会の議決を求める案件でございます。

内容につきましては、先ほど市長も御説明をいたしました。これまでこれは、この計画そのものにつきましては、過疎自立促進特別措置法に基づきまして、平成12年から21年まで、指定をしていくものでございます。

これまで、合併前までは、同17年度におきましては、庄内町過疎自立促進計画に基づきまして、各種事業が実施計画をされているところでございますが、旧庄内町におきまして、旧議会、旧庄内町議会で、平成17年の第1回定例会におきまして、御提案を申し上げ、2月4日で可決をされているところでございます。

今回の市町村合併に伴いまして、再議決を求めると。この理由につきましては、合併によりまして、本来、旧町議会、庄内町議会でございますが、議決されたものを継承されることになって、本来ですと、継承されることになっているわけでございますが、国・県の指導に基づきまして、由布市の中でも、庄内地域だけと。庄内地域だけの限定となることから、由布市の過疎計画として、新たに計画そのものを、一部修正をさせていただきまして、策定をいたしましたので、今回、議決を求めものでございます。

計画内容そのものにつきましては、旧の庄内町の自立計画とほとんど変わってございません。

お手元に計画の案を御提示させていただいておりますが、これまででは、庄内地域のみ概況、あるいは計画、あるいは位置づけ、事業内容でございましたが、新たに市の状況、市全体の概要を加えさせていただきまして、その内容につきまして、1ページから25ページまで、市全体の

位置づけの中で、庄内地域の位置づけということ、明確に記入をさせていただきました。

その後、25ページ以降につきましては、具体的な計画につきまして、掲載をさせていただいております。

この計画内容につきましては、一部、各部のヒアリングを行いまして、これから庄内地域において、実施が可能な範囲の部分すべてについて、記述をさせていただいております。

この部分をすべて、庄内地域の事業実施するという意味じゃなくて、今後、この過疎の有利な記載事業を通じまして、庄内地域において、事業を実施する場合に、可能な範囲の事業を、掲載をさせていただいております。

基本的には、庄内地域で可決をいただいております計画を、そのまま尊重し、引き続いて市で計画をつくりましたので、議会の議決を求めるというわけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第8、議案第20号由布市火災予防条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。消防本部長。

消防本部長（二宮 幸人君） 消防本部の消防長、二宮です。よろしくお願いいたします。

議案第20号由布市火災予防条例の一部を改正する条例の詳細説明を行います。

改正に至った経緯並びに改正点について、御説明を申し上げます。

例年、全国で6万件の火災が発生しております。その中で約2,000名もの尊い人命が失われています。

このうち、建物火災の発生件数並びに死者数は、全火災の半分以上を占めています。

旅館、雑居ビル、老人ホームなどの建物火災における死亡事例は、記憶に残りやすいのですが、実際は、建物火災の死者数は、約80%以上が、住宅火災によるものであり、例年、放火火災を除く1,000名前後を推移しており、中でも住宅火災における火災死亡事例で、高齢者の占める割合が、50%以上に上り、今後、高齢化社会が進むにつれ、さらに増加が予想されます。

また、死亡事例の原因を見ますと、深夜、就寝中に火災が発生し、火災の発見がおくれたために、逃げおくれによる死者が70%に及んでおります。

係る事態に対処し、住宅火災による死亡事例の低減を図るために、国は、平成18年6月1日から、新築住宅に対し、住宅用防災機器の設置を義務づける消防法の改正を行いました。

これに伴い、由布市においても、由布市火災予防条例の一部を、別段のとおり改正し、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等を、新規に制定することといたしました。

改正内容について、第1点は、住宅の関係者、住宅用防災警報器等を設置し、維持しなければならないこととした。

第2点は、住宅用防災警報器等の感知器を設置すべき住宅の部分及び位置、住宅の部分に応じた住宅用防災警報器等の感知器の種別、住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準の細目等を定めたこと。

第3点は、一定のスプリンクラー設備、または自動火災報知設備を設置した場合については、住宅用防災警報器等の設置及び維持を免除することとしたこと。

第4点は、住宅用防災警報器の設置及び維持の基準に係る消防庁による特例を規定したこと。

第5点は、法令化の進展の中で、住宅の火災予防の推進が重要な課題であること等にかんがみ、住宅における火災予防の推進に関する事項として、市の責務及び住民の責務を定めたこと。

第6点は、施行期日を平成18年6月1日とすること並びに既存住宅に対する適用については、大分県の消防本部との、大分県下の消防本部との協議で、平成23年6月1日から施行することで、統一的に運用していきたいと思いを。

次に、林野火災の有効な低減策として、火災に関する警報の発令中に一定の条件のもと、喫煙を制限し、出火防止を図ること並びに現況と整合させるために、現行の由布市火災予防条例の一部を、別段のとおり改正することとしました。

今回の条例改正は、国民全体に広く、住宅用防災警報器等の設置を義務づけする制度改正であることに踏まえ、住民の理解を得るために、普及・啓発に努めていくこととともに、これに便乗した悪質訪問販売等による住宅用防災警報器等の不適正取引による住民が被害をこうむらないように、由布市関係部局並びに関係機関と協議して、指導・啓発に努めていきたいと思いを。

ちなみに、現在の住宅用防災警報器の市場価格は、1個数千円程度で、個人でも容易に取りつけ可能な製品であります。

また、一般住宅の平均的世帯における住宅用防災警報器の必要設置数は、おおむね三、四個と思われま。

以上で、詳細説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第9、議案第21号平成17年度由布市一般会計予算について、詳細説明を求めま。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） それでは、議案第21号平成17年度由布市一般会計予算について、御説明いたしま。

由布市の一般会計予算は、旧3町の9月末までの決算の残額を集計いたしまして、これに由布市の新規事業といたしまして、13億6,786万3,000円を加えまして、歳入歳出それぞれ104億993万1,000円と定めるものでございま。

それでは、歳出の方から申し上げたいと思いま。

まず、大きな事業につきましては、暫定予算で一応、御説明をいたしましたので、由布市とし



ての新規事業分を説明いたしたいと思います。

歳出から申し上げます。40ページをお開きください。

まず議会費でございます。議会費の14節使用料及び賃借料、臨時議場の音響設備といたしまして、75万1,000円をお願いしております。

次に43ページ。総務管理費でございます、文書広報費の中の需用費でございます。由布市の概要ミニ版ということで、由布市のまちづくりお知らせパンフ等をつくるため、市政要覧概要版、130万円をお願いしております。

次に44ページ。財産管理費でございます。契約管理課から一応、庄内、挟間庁舎が、床が汚れているとことで、床の洗浄剤、消耗品。それから燃料費につきましては、各3町の燃料費の2カ月分を計上しております。

一番下の庁舎床張りかえ等につきましては、湯布院庁舎の環境課ですか、大変、床が荒れていまして、この修繕費を341万3,000円をお願いしております。

次に45ページで、役務費でございます。

保険料、それから車検登録手数料、その他の手数料等、これは公用車で、国保会計3台分の方でございます。

下の13節委託料につきましては、湯布院庁舎横の広場整備と申しますか、憩いの広場実施計画を100万円、それから同じく湯布院庁舎の施設の清掃管理を14万円お願いしております。

次に46ページでございます。

こども企画費の中にもありますが、これは行財政改革室の行財政改革推進委員、それから指定管理者選定委員の報酬をお願いしております。

それから8節の報償費、旅費、需用費、それから委託料、ここで地域フォーラムという名称で上げていますが、新市発足の記念式典の前後に、総合政策課で、一応、新市発足に関連した事業ということで、一応、合計130万円お願いしております。

次に48ページ、お願いします。

総務管理費の中のやはり委託料なんですが、情報セキュリティ外部監査業務で、71万3,000円をお願いしております。

大分県及び県内市町村との共同事業委託ということで、これは地方自治情報センターから、補助金が来る分でございます。

その下の18節備品購入費では、湯布院庁舎電算室のエアコンを60万円、お願いしております。これは、重要な機材ということで、エアコンを入れないと、電算機が壊れるそうでございます。

次に地域振興費の9目地域振興費の賃金でございます。臨時職員で42万4,000円をお願

いしております。

これは、会計課へ、挾間振興課の職員が会計課へ移動したための、1名補充の臨時職員の賃金でございます。

それから49ページと同じく19節負担金補助及び負補交でございます。コミュニティー助成事業、これにつきましては、庄内町の柚の木地域づくり振興会への補助金で、野外休憩交流施設建設のための補助金でございます。

同じく49ページの10目諸費ございまして、8節報償費、市制発足記念式典で47万3,000円、すべてこの節に市制発足記念式典をずっと上げております。挾間未来館におきまして、2月上旬に開催される予定でございまして、合計152万2,000円をお願いしております。

日にちは、2月15日でございます。決まったそうございまして、市制発足記念式典費でございます。

それから51ページで、12目ですか、防衛施設周辺整備総務費でございます。湯布院の地域振興課におきまして、10月以降に決定された米海兵隊移動訓練の対策費でございます。職員手当、報酬、それから需用費、ずっと上げております。総額で382万6,000円をお願いしております。

53ページをお願いします。徴税費の中の賦課費で、土地評価システム、これは路線化地域の計測業務でございまして、これは庄内町の方でございます。

それから旧挾間の地籍図修正となって、284万5,000円をお願いしております。地籍図不一致の更正のための業務でございます。

そして、一番下に市民税年金入力業務を40万円、お願いしております。

54ページをお願いします。ここでは収納課より、消耗品、それから法規追録代、それから通信運搬費を合計7万8,000円、お願いしております。

次に57ページをお願いします。統計調査費の中の2目指定統計費でございます。

ここでは国勢調査、事業所統計調査、農業センサス、それぞれ調整分で計上しております。

次に59ページ、お願いします。

民生費の中の社会福祉総務費の負補交で、民間公的施設バリアフリー化整備推進事業補助金でございまして、100万円お願いしております。

これは県費補助で、基本額200万円に対しまして、事業者100万円、県・市で50万円ずつ持つものでございます。

61ページをお願いします。ここは民生費でございますが、民生費の社会福祉の高齢者福祉の中の扶助費で、老人保護措置費445万1,000円、それから過年度精算国庫返納金、これら

はすべて実績による不足分を追加しております。

62ページをお願いします。負補交で、同じく自動車改造事業助成金15万円、お願いしております。市と県で2分の1ずつ出し合う分でございます。

それから、身体障害者訓練施設支援金でございます。300万円、お願いしております。

それから、知的障害者施設訓練等の支援費896万円、お願いしております。

そして一番下に特別障害手当等給付金699万9,000円をお願いしております。

このページの民生費、国民健康保険事務費の中の国保会計繰り出し金で、一応、3,700万円を、一般会計から繰り出すようにしております。

64ページをお願いします。介護保険事務費で繰り出し金、同じく繰り出し金2,706万8,000円をお願いしております。介護保険に繰り出す繰り出し金でございます。

それから65ページをお願いします。児童福祉総務費の中の賃金で、児童家庭相談員、県からのこれは継続の分でございます。由布市の新規事業として上げております。

66ページにつきましては、児童扶養手当給付費でございます。1,785万6,000円、お願いしております。県から福祉事務所に移行された分でございます。内訳は、市が4分の1、国が4分の3の負担でございます。

それから67ページをお願いします。母子福祉費で扶助費で、母子寮の措置費で140万円、お願いしております。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担割合でございます。

77ページをお願いします。衛生費の中の保健衛生総務費で賃金、これも会計課へ1名、職員が移動したための、湯布院の健康増進館の補充の臨時職員さんの賃金でございます。

81ページをお願いします。環境衛生総務費の中の委託料でございます。雲浄苑の電気保安業務費を9万7,000円、お願いしております。

83ページをお願いします。衛生費の中の塵芥処理費で、ごみ収集処理で488万2,000円をお願いしております。実績見込みによる追加でございます。

89ページをお願いします。農林水産業費の中の畜産業費で、報酬、それぞれ各委員さんの報酬をお願いしております。

それから消耗品費は5,000円、追加しております。

90ページをお願いします。草地林地一体化利用総合整備事業補助金といたしまして、110万円、お願いしております。これは、県の公社の事業でございます。受益者から、町として県へ入れる分でございます。早く言えばトンネル事業でございます。

93ページをお願いします。林業費の中の林業振興費の負補交でございます。一番下のみずから取り組む鳥獣被害対策事業補助金でございます。これは、庄内町五福地区の分で、76万6,000円、お願いしております。

97ページをお願いします。土木費の中の土木総務費で、委託料でございます。電算機保守ということで、この中に法定外公共物管理用の費用といたしまして、392万7,000円をお願いしております。里道、水路の地籍図を管理システムにデータ移行するための費用でございます。

97ページをお願いします。道路橋梁費の中の維持費で、需用費、城山トンネルのランプ取りかえ、これはトンネルの中のランプ切れで大変暗いということで、お願いしております。交換しますので、その分でございます。96万6,000円。

それから98ページをお願いします。道路新設改良費の中の需用費で、消耗品費48万7,000円、それから17節の公有財産購入費で、若杉線ほかです。

これは、特定防衛事業でございまして、48万7,000円と、1,486万円となっております。国庫補助4分の3がつく事業でございます。改良舗装、それから用地購入費等となっております。

103ページをお願いします。消防費の中の常備消防費でございます。工事請負費、それから備品購入費でお願いしております。車庫が小さいということで、救助工作車車庫の新設、2,100万円、お願いしております。

それから横断幕、火災予防運動の横断幕、24万9,000円をお願いしております。

大変すみません。救助工作車は210万円です。それから横断幕は24万9,000円でございます。

104ページをお願いします。消防施設費の中で、これは電源立地の交付金と、石油備蓄の交付金でございます。役務費と工事請負費が電源立地で、備品購入につきましては、石油備蓄交付金でございます。

106ページをお願いします。教育総務費の事務局費の中の工事請負費、2,030万円をお願いしております。

庄内、湯布院地域の各小中学校の校内LAN新設工事でございます。挟間地区につきましては、もうこれは既に設置されているものでございまして、庄内、湯布院が同じ挟間地区にあわせるための工事でございます。

107ページをお願いします。備品購入で同じく小学校共同事務実施室内用具でプリンター工事等の備品とセットでつける分でございます。

ずっと行って、123ページをお願いします。教育費でございます。体育施設、湯布院の海洋センターの現在、職員が1人でやっているということで、どうしてももう1人、職員が要るということで、臨時職員の追加をしております。

それから、委託料につきましては、体育館の改修工事の設計委託料でございます。これにつきましては、湯布院スポーツセンターにアスベストですか、これがあるということがわかりました。

このアスベストは早急に除去せんと悪いんですが、約工事が六千五、六百万かかるそうで、一応、これにつきましては、財源がございません。

今、起債の申請をしております。もしこれ財源がつけば、一応、専決処分等をお願いしたいと思っております。早急にしなければいけない工事ではないかと思っております。設計だけを一応上げさせていただきました。

124ページをお願いします。温水プール費でございまして、これは需用費の中の挟間海洋センターの更衣室のエアコンが悪いということで、修理費を上げております。

それから125ページをお願いします。災害復旧費でございまして、農業施設災害復旧費、一応、台風14号による災害復旧で、合計7億5,358万7,000円をお願いしております。

126ページをお願いします。ここは公共土木災害復旧費でございまして、すべて工事請負費までで4,794万4,000円をお願いしております。

それから127ページは、これも災害復旧で、文教施設の災害復旧費でございまして。湯平小学校の屋上防水工事設計で、それと湯布院幼稚園体育館の外壁保守設計で180万円お願いしております。

また工事請負費では、湯平小学校プールの設備復旧工事、それから湯布院幼稚園の体育館の外壁補修工事でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を御説明いたします。

25ページをお願いします。分担金負担金で、先ほど災害で言いました農林水産業分担金、耕地災害復旧事業費の分担金でございます。6,619万1,000円、分担金として入ってくるようになっております。

それから、一番下の農林水産業費負担金で、草地林地の一体化、これ先ほど言いました湯布院の分で、事業者から入ってくる分でございます。

28ページの国庫負担金でございます。民生費国庫負担金、それぞれ身体障害者、それから知的障害者、特別障害者、国から入ってくる分でございます。2分の1、知的障害も2分の1、特別障害につきましては、4分の3の割合で入ってきます。

次の3節の児童福祉負担金につきましては、児童扶養手当の給付費4分の3が国から入る分でございます。授産施設につきましては、2分の1でございます。

29ページの特定防衛施設周辺整備事業につきましては、4分の3が入ってくる分でございます。

地域政策フォーラム事業費補助金、これにつきましては、80万円が国庫として入ってくるようになっております。

それから30ページの県支出金になります。民生費負担金で、障害者、先ほど言いました知的障害者授産費、県費ですべて4分の1で入ってくる分でございます。

それから、県補助金の中の31ページの総務費県補助金で、合併事業補助金といたしまして、2,330万円、入ってきます。これは県からの合併交付金でございます、小学校のLAN新設工事、それから市制要覧概要版等の分について、割り当てております。

それから民生費県補助金の中の一番下ですか。民間公的施設バリアフリー化の県費補助金、これが2分の1入ってきます。50万円でございます。

32ページをお願いします。障害者福祉補助金で、自動車改造助成事業で、2分の1、50万円、入ってきます。済みません。5万円でした。

それから33ページをお願いします。同じく県補助金で、林業費補助金でございます、一番下のみずから取り組む鳥獣被害対策事業補助金、38万3,000円となっております。

それから教育費補助金で、大分元気っ子体力アップ事業補助金、24万3,000円、それから災害復旧事業補助金で、農業施設災害復旧事業費補助金で、7億687万1,000円、入ってくるようになっております。

34ページをお願いします。県委託金の中の統計調査委託金で、先ほど申し上げました国勢調査事業所統計、それから農業センサスのそれぞれ調整分が入ってくる分でございます。

37ページをお願いします。雑入で諸収入の中の雑入でございます。住基ネットセキュリティー強化助成金、それからコミュニティー助成金、建物共済保険金等で、35万5,000円、250万円、それから326万8,000円を計上しております。

以上で、歳入の説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時12分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、日程第10、議案第22号平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算について、説明を求めます。どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第22号平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

当予算につきましては、歳入歳出それぞれ19億58万3,000円であります。

この中に、新規分としまして、1億5,030万8,000円が含まれております。

それでは、歳出の主なものから申し上げます。

4ページ、国保につきましては、非常に支出科目が大まかでございますので、4ページ、5ページの款の方より説明いたします。

それでは歳出の方から申し上げます。

総務費1,602万3,000円、これにおきましては、共同電算処理委託料、国保連合会の負担金等が含まれております。それと、ほか徴税費等がこの総務費の中に入っております。

保険給付費13億1,274万7,000円、これは療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭費等が入っております。

この中に、新規分としまして、ほぼ全額の1億5,000万円程度の全額がこの中に入っております。

その次に、老人保健拠出金、3億382万7,000円でございます。保険給付費と老人保健拠出金とあわせると、総予算額の約85%を占めております。

ほかに、介護納付金、これにおきましては、9,018万6,000円、これは国保加入者で2号保険者分を納めております。

それから共同事業拠出金、3,404万9,000円、高額医療費共同事業拠出金というようになっております。

それから保健事業費として、2,304万8,000円、これにつきましては、保健推進事業、医療費適正化対策ということで、レセプト点検等、それから健康管理センターの事業費というようなことが入っております。

以上の歳出に充当する歳入の主なものにつきましては、1ページ、3ページにさかのぼりますけれども、保険税が4億9,664万7,000円で、歳入全体の26%を占めております。

それから国保支出金でございますが、6億8,413万4,000円、これは国保負担金と補助金含めて、歳入全体の36%を占めております。

この中に、内訳ですけれども、新規分が247万8,000円を含めております。

それから療養給付費交付金となっております。これは4億1,398万9,000円、これは歳入全体の22%を占めております。

この中に、新規分として、7,378万3,000円が含まれております。

県支出金としまして、1億1,456万2,000円、これは県負担金、県補助金でございます。歳入全体のパーセントは6%でございます。

このほかに、事業の高額医療費共同事業交付金並びに保険基盤安定繰入金等が含まれております。一般会計の繰入金、基金繰入金も含まれております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第11、議案第23号平成17年度由布市老人保健特別会計

予算について、説明を求めます。どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 議案第23号平成17年度由布市老人保健特別会計予算について、御説明申し上げます。

当予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ26億6,093万円であります。

新規分はございません。

それでは、2ページ、歳出について御説明申し上げます。

これにつきましても、非常に大まかでございます。

医療費諸費としまして、26億4,416万4,000円でございます。これは、医療給付費、医療費、支給費、審査手数料、支払手数料等が含まれております。

この予算につきましては、歳出全体の99%を占めております。

そのほか、諸支出金としまして、1,675万8,000円、これは償還金及び賦課加算金等でございます。

以上の歳出に充当します歳入の主なものにつきましては、1ページでございますが、支払基金交付金15億8,746万8,000円、歳入全体の64%を占めております。

国庫支出金でございますが、7億5,575万8,000円、これにつきましても歳入全体の28%を占めております。

県支出金におきましては、1億8,639万5,000円、県負担金ですが、歳入全体の7%でございます。

そのほか、その他の歳入では、一般会計の繰入金、諸収入等となっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第12、議案第24号平成17年度由布市簡易水道事業特別会計予算について、説明を求めます。どうぞ。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

議案第24号平成17年度由布市簡易水道事業特別会計予算書について説明を申し上げます。

当簡水事業も、新規なる事業はございません。

暫定予算より本予算を組んでいる次第でございますが、平成17年度の歳入歳出総予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億9,031万3,000円と定めさせていただいておるといっております。

歳出の主なものでは、通常維持管理施設に伴う費用といたしまして、1億2,004万と、湯ノ平簡水拡張事業として、9,858万3,000円が主なものであります。

歳出に対する歳入といたしましては、使用料の8,429万3,000円、国庫補助金の5,228万5,000円、一般会計よりの繰入金といたしまして4,230万6,000円、基金



繰入金より2,260万円、市債といたしまして、7,530万円が主なものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第13、議案第25号平成17年度由布市介護保険特別会計予算について、説明を求めます。どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤でございます。

議案第25号平成17年度由布市介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

当予算の総額におきましては、歳入歳出それぞれ16億602万円でございます。この中に、新規分としまして、2億9,487万3,000円が含まれております。

それでは歳出の主なものを御説明申し上げます。

3ページ、4ページで、款別に申し上げたいと思います。

総務費では、3,307万円となっております。これにつきましては、総務管理費、賦課徴収費、介護認定調査費等が主なものでございます。

保険給付費につきましては、15億4,060万7,000円でございます。これは介護サービス等諸費、支援サービス等諸費、その他の諸費、高額介護サービス費等であります。

この歳出につきましては、歳出全体の96%を占めております。その他の歳出では、財政安定化基金の繰り出し、基金の積立金、諸支出金等となっております。

以上の歳出に充当します歳入の主なものを申し上げますと、1ページ、2ページになろうかと思いますが、保険料では、1億9,367万9,000円でございます。これは、全体の歳入予算の割合を申し上げますと、約12%を占めております。

今回の新規分につきましては、このうちに310万1,000円を含めております。

国庫支出金でございますが、3億8,267万5,000円で、国庫負担金と国庫補助金でございます。これも全体を占める割合は、24%でございます。

うちですが、新規分につきましては、5,238万5,000円が含まれております。

支払基金交付金につきましては、4億9,148万8,000円、これも全体の31%を占めております。

新規分ですけれども、この中に6,657万6,000円が含まれております。

そのほかに県支出金としまして、1億9,763万9,000円、これは県負担金として、入ってきております。これは全体の12%を占めております。

この中に新規分としまして、2,706万8,000円が含まれております。

その他の収入では、一般会計からの繰り入れ、それから基金繰り入れとしまして、その他諸収入等々となっております。

一般会計の繰り入れにつきましては、新規分が、2,706万8,000円が入っております。

基金繰り入れにつきましては、4,407万9,000円の基金からの繰り入れをしております。  
以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第14、議案第26号平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。どうぞ。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課の麻生でございます。

平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

今回の予算編成につきましては、旧挾間町、旧庄内町の農業集落排水の3事業等持ってきて、編成いたしております。

歳入歳出予算の総額は、6,717万9,000円で、歳入の主なものは、一般会計繰入金2,758万9,000円、諸収入2,701万4,000円及び使用料1,214万3,000円となっております。

歳出の主なものにつきましては、事業に伴います一般管理費が699万円、維持管理事務費が2,065万3,000円、それから公債費、元利を含みまして2,764万3,000円となっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第15、議案第27号平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について、説明を求めます。どうぞ。

健康温泉館長（浦田 政秀君） 健康温泉館長の浦田でございます。

議案第27号平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

当予算につきましては、9月までの決算の残額を集計いたしました予算でございます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,171万1,000円と定めるものでございます。また、旧湯布院町で計上しておりました人件費につきましては、一般会計の保健衛生総務費に組み替えするものでございます。

それでは資料の3ページをお願いいたします。

歳入の方でございますが、健康温泉館収入9,171万1,000円、内容につきましては、売上収入、使用料、諸収入からなっております。

次のページ、4ページになりますが、歳出の方でございますが、健康温泉館費といたしまして、3,405万円、一般管理費、それから施設管理費でございます。

公債費4,268万8,000円、これにつきましては、元金と利息の分でございます。

予備費1,497万3,000円でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第16、議案第28号平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算について、説明を求めます。どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 農政課の平野です。

平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業の特別会計の御説明を申し上げます。

まず、歳入歳出それぞれ3,222万9,000円といたすものでございます。

この久住飯田の当事業は、昭和58年から64年度にかけて、湯布院地域の6つの草地あるいは農道を主とした事業を行ったものでございます。

総事業費15億2,000万円ということで、農業開発を行ったものでございますが、土地の売り払い代金を基金として、基金運用してまいっておったんですけれども、平成14年度に、この基金が底をつきまして、一般会計から繰り出しをして、支出をしなければならない状況が生まれております。

それで、これは15年から平成22年度まで、償還していくものでございます。

そういうことでございまして、一般会計の方から3,222万9,000円を繰り入れていただきまして、歳出の方で、3,222万9,000円を支払いしていくものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第17、議案第29号平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について、説明を求めます。どうぞ。

契約管理課長（高田 英二君） 契約管理課の高田でございます。

それでは平成17年度の由布市公共用地先行取得事業特別会計予算書について、御説明を申し上げます。

この事業につきましては、旧挾間町におきまして、平成8年度に向の駅隣接の駐車場を公共用地先行取得事業債で購入した分の返済予算でございます。

暫定予算と同額でございますが、歳入歳出をそれぞれ212万7,000円でございます。

歳入につきましては、ほとんどを全部、諸収入を除いて、利息等を除いて、一般会計の繰り入れでございます。

支出につきましては、元金と利子を、それぞれ総額で212万5,000円でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第18、議案第30号平成17年度由布市公共下水道事業特別会計予算について、説明を求めます。どうぞ。

建設課長（生野 利雄君） 建設課長の生野です。

議案第30号平成17年度由布市公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、949万6,000円と決めました。

歳出で主なものは、7ページをごらんください。公債費、元金と償還金利息を含めて、771万8,000円です。

歳入については、主なものは、一般会計より繰入金となっております。

以上で説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第19、議案第31号平成17年度由布市水道事業会計予算について、説明を求めます。どうぞ。

水道課長（目野 直文君） 水道課長の目野です。

議案第31号平成17年度由布市水道事業特別会計予算書について、説明を申し上げます。

この予算書は、湯布院地区、挾間地区の2地区の上水道事業でございます。9月決算、10月よりの暫定予算で組んでおりますが、新設の新規なる事業としてはございません。

特別会計、収益的収入及び支出の総額を、それぞれ3億1,042万9,000円と定めさせていただきます。

収入では、給水収益を2億7,240万8,000円、他会計補助金といたしまして、3,332万円が主なものであり、支出といたしましては、通常施設維持管理に伴う営業費用の2億2,693万4,000円と、企業債利息の5,783万6,000円が主なものであります。

また資本的収入総額を1億3,755万5,000円、支出総額2億8,333万5,000円といたしまして、収入額が支出額に対し、不足する額7,078万円は、過年度損益勘定留保資金より補てんするというところでございます。

資本的収入の主なものでは、企業債の1億2,910万円、他会計補助金の795万3,000円でございます。

資本的支出では、請負工事費1億1,512万2,000円と、企業債の償還金7,463万円が主なものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

・ ・

議長（後藤 憲次君） これで本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会します。なお、本日、上程されました各議案の質疑につきましては、12月13日の本会議にて、行います。御苦労さまでした。

午後1時21分散会

